

2-2. ランブルストリップスの規格

本ガイドライン(案)では、試験道路における走行実験等の結果から、設置箇所の道路条件に合わせたランブルストリップスの規格を定義している。実際の設置に際して設置位置や規格の変更を行う場合は、設置目的の事故防止がどのような事故の形態であるかを検討し、その一方で自転車等の軽車両への安全性も配慮しながら、最大限の効果が得られるように規格や設置位置等の変更を行うものとする。

解説

本ガイドライン（案）におけるランブルストリップスの規格は、バイク等への安全性を配慮した結果、実線の区画線の幅を超えない構造としている。これは道路構造令上、実線は、横切の場合を除き、この線を踏み越えてはならないと位置付けられていることによる。試験道路における走行実験においては、バイク、自転車に対して特に危険な状況は見受けられなかったが、設置規格や設置位置等の変更は、設置目的の事故防止がどのような事故の形態であるかを検討し、軽車両への安全性も配慮しながら、最大限の効果が得られるよう設置するものとする。なお、参考事例として、本ガイドライン（案）の5-1において、応用施工例を示している。



写真 2-3. 試験道路におけるバイク走行実験



写真 2-4. 試験道路における自転車走行実験